

「こちら、企業の労働
110番です」。

「最近、法改正が多い
けど、就業規則は10年ほ
ど前に変えたきりです。
問題ありますか？」

電話の主は、とある運

適用される労働協約に反
してはならない」（第九
十二条一項）とあります。

つまり、就業規則に記載
されている事項は、法改
正にも対応していること
が求められているのです。

就業規則に

は必ず定めな
くてはならな
い絶対的必要
記載事項があ
ります。

①始業及び
終業の時刻、
休憩時間、休
日、休暇、並
びに交替制の
場合には就業
時転換に関する
事項

②賃金の決
定、計算及び
支払の方法、
賃金の締切り

及び支払の時期並びに昇
給に関する事項

③退職に関する事項
(解雇の事由を含む)

送会社の社長でした。
就業規則は、従業員の
労働条件や就業のための
ルールを会社が定めたも
のですが、労働基準法で
は、「就業規則は、法令
又は当該事業場について

しなくてはならない相対
的必要記載事項とされ
ています。

近年の労働関係法令の
改正では、例えば労働契
約法における有期労働契
約の無期転換制度、高年
齢者雇用安定法における
雇用確保措置、労働安全
衛生法のストレスチェック



うことになりますので、
早急に就業規則の見直し
を行うことが必要です。
また、就業規則を法改
正に対応させることは、
労働基準法上の定めのた
めだけでなく、労務管理
を法律に基づいて正しく
行い、労働トラブルを防
ぐためにも重要となります。
法改正により変

わった事項やそれに
関する細かい運用に
ついて、就業規則内
で対応しておかないと
場合、誤った就業規
則により、法律に満
たない誤った対応を
取ってしまうことも
考えられます。その
結果、従業員にとつ
て不利益が生じ、新
たな労働トラブルへと発
展していくことも十分に

考えられます。
今後、労働基準法の改
正も予定されております。
労務担当の皆様には、改
正内容を迅速に正しく労
務管理に反映させていく
ために、常に法改正に對
する情報には敏感であつ
ていただきたいと思いま
す。

社会保険加入、就業規則
作成・改訂、労働トラブル解
決、マイナンバー制度対応

社会保険労務士法人
愛知労務管理
コンサルティング
TEL 052-961-0763
FAX 052-228-0302

ホワイト企業推進
社会保険労務士協議会

当法人の活動趣旨に賛
同し、活動にご協力いただ
ける社会保険労務士の先
生を募集しています。

当協会では、平成29年
度の労働の動向や法改
正への対応などについて考
える「平成29年度の労働
の動向を聴くセミナー」
を参加費無料にて開催い
たします。企業のトップ
や労務担当者の皆様方に
はぜひともご参加いただ
きますようご案内申し上
げます。詳しくは、本誌
同封案内をご覧下さい。
イラスト・森沢康代